

広島県告示第千二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション 翼	三原市南方二丁目二〇番二〇号	令和五年九月一日
訪問看護ステーション ド りいむ三原	三原市円一町四丁目二番一号 ダイジビル一階	令和五年一〇月一日
尾道あおば歯科クリニック	尾道市高須町四七七八番地九	令和五年一月一日
アプロセンター薬局	尾道市十四日元町三番地五	令和五年一〇月一日
あかり薬局	尾道市向島町五四二番地一八	令和五年一月一日
三次こばやし眼科	三次市十日市中一丁目一番一〇号	令和五年一月一日
ウオントフレスポ三次ブラ ザ薬局	三次市十日市中一丁目一番一〇号	令和五年一月一日
かじわら内科循環器内科	東広島市西条町田口二七二一番地二	令和五年一〇月一日
のぞき歯科・東広島おとな こども矯正歯科	東広島市西条中央六丁目二番一六号	令和五年一〇月一日
ウエルシア薬局 東広島八 本松飯田店	東広島市八本松飯田六丁目一四番一七号	令和五年一月一日
山根クリニック	廿日市市宮内一五二八番地一〇	令和五年一〇月一日
にしだ歯科クリニック	廿日市市平良山手一番八号	令和五年一〇月一日
パール薬局 吉田店	安芸高田市吉田町山手六五五番地四	令和五年一〇月一日